

# 平泉町簡易水道事業経営戦略

団体名 : 平泉町  
事業名 : 平泉町簡易水道事業  
策定日 : 平成 29 年 3 月  
計画期間 : 平成 29 年度～平成 38 年度

## 【経営戦略策定の背景】

平泉町の簡易水道事業は、水道拡張整備を完了しており、建設の時代から水道施設の維持管理や改築更新の時代へと移行しています。

平泉町は、少子化傾向による人口減少の時代の到来、節水型社会への変化などを踏まえつつ、限られた財源の中で効率的な整備が求められています。

今後も、水道事業者として安心安全な水道水を安定して供給するため、水道施設の改築更新や経営改善等への課題に取り組みながら水道事業を進めていく必要があります。

「経営戦略」は、中長期的な経営の取り組みや財政収支の見通しを明確にすることで、将来にわたって安定的な経営を図るために明確にするものです。

## 1 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 給水

供用開始年月日	昭和 48 年 7 月 10 日	計画給水人口	4,480 人
法適(全部・財務)・ 非適の区分	法非適	現在給水人口	3,224 人
		有収水量密度	0.148 千 m <sup>3</sup> /ha

※有収水量密度＝年間有収水量÷給水区域内面積

#### ② 施設

水源	<input type="checkbox"/> 表流水 <input type="checkbox"/> ダム <input checked="" type="checkbox"/> 伏流水 <input checked="" type="checkbox"/> 地下水 <input type="checkbox"/> 受水 <input type="checkbox"/> その他		
施設数	浄水場設置数	2	管路延長 79.84 千 m
	配水池設置数	5	
施設能力	1,279 m <sup>3</sup> /日	施設利用率	72.16%

※施設利用率＝一日平均配水量／一日施設能力×100

#### ③ 料金

##### ○料金体系の概要・考え方

本町水道事業の料金体系は、用途別料金体系で、用途区分は、一般家庭用、営業用（大口）、営業用（小口）、団体用とし、基本料金と従量料金を設定しています。また、メーター使用料は、口径別に設定しています。

従前より水道事業と簡易水道事業は統一料金としています。簡易水道事業の財政状況・事業計画に基づき、健全な経営を維持できるよう算定されています。

※料金改定年月日 平成 27 年 7 月 1 日

【料金表】

種 別	料 率			基本水量		基本料金 (1カ月)		超過水量1 m <sup>3</sup> に つき	
	用途								
専用給水 装置	1 一般家庭用			10 m <sup>3</sup>		1,930 円		241 円	
	2 営業用(大口)			100 m <sup>3</sup>		24,200 円		285 円	
	3 営業用(小口)			20 m <sup>3</sup>		4,640 円		274 円	
	4 団体用			20 m <sup>3</sup>		4,520 円		274 円	
メーター使 用料 (1カ月)	メーター 口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
	地下式	円 100	円 190	円 210	円 350	円 400	円 1,770	円 2,310	円 3,130
	遠隔式	円 200	円 400	円 500	円 700	円 800	円 2,500	円 3,500	円 4,500

※料金は、種別による合計額に消費税相当額を加えた額とする。

④ 組織

建設水道課の職員数は現在11名です。そのうち、簡易水道事業は専任職員2名、水道事業専任の職員は2名です。なお、水道事故や災害時には課内の職員全員でその任務に当たります。

職員11名のうち、事務系の職員は4名、技術系の職員は7名（課長含む）です。技術系職員は6名が40代以上で高年齢化が進んでいる状態により、技術の継承のために計画的な職員採用が必要となっています。

【年齢構成】

年代	10代・20代	30代	40代	50代以上
事務系	1名	2名		1名
技術系		1名	3名	3名
計	1名	3名	3名	4名

(2) これまでの主な経営健全化の取組

平泉町の簡易水道事業は、昭和48年7月に長島地区に供用を開始し、昭和54年に戸河内地区全域、長島地区全域及び一関市旧舞草地区の一部に給水開始、平成62年に一関市旧舞草地区全域に給水開始し、現在の給水区域に至っています。

水道の普及率は91.51%（平成28年3月末時点）に及んでおり、給水区域内のほとんどの地域に水道管が埋設されています。

水道施設は、昭和58年に田向地区の長島浄水場を現在の境地区に移転、平成13年に戸河内浄水場の改良工事を行いました。その後は施設の統廃合は行っていません。以上の施設は、稼働当初より無人化によりコスト削減を図っており、施設管理は職員の巡視と役場庁舎内で遠隔監視により行っています。

組織体制の改善として、平成11年度の行政機構改革より平泉浄水場内に設置していた水道

事業所を廃止し、庁舎内に上下水道課としています。更に平成 17 年度には建設部門と上下水道部門の課の統合を行い建設水道課とし、人件費を抑える等経費の節減を実施しています。

また、高利率で借り入れしていた企業債を、平成 22 年度から平成 24 年度に低利率の企業債への借り換えを行い、利息の縮減を図りました。

以上の経費削減を図りながら、水道事業の健全経営の確保と安定的かつ持続的な水道水の供給を図るため、水道料金の計画的な改定を行ってきました。

また、漏水調査や夜間の流量測定を実施し有収率の向上に努めてきました。平成 28 年度から漏水の原因となる鉛製給水管の布設替えを 10 年計画で行い、有収率の向上を図ります。

#### 【水道事業の給水区域】

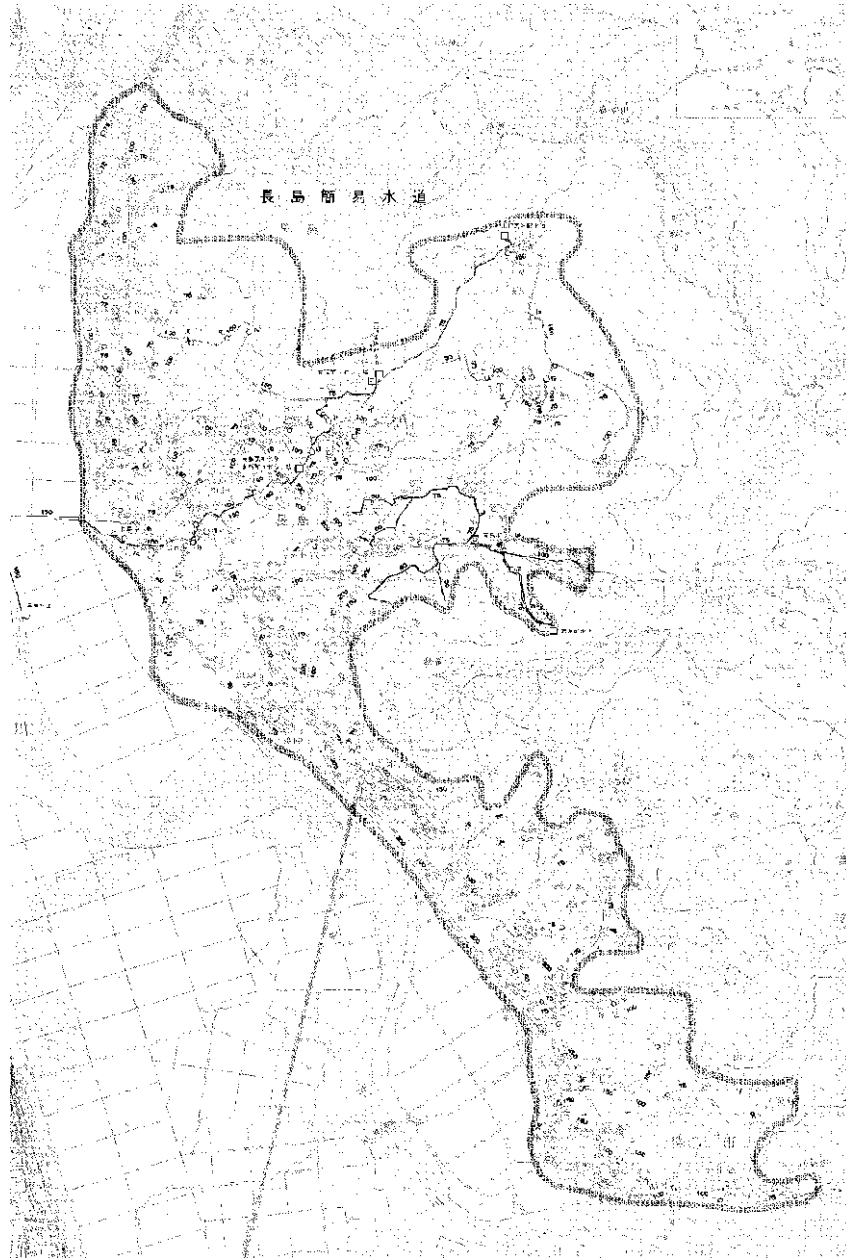
##### ① 戸河内簡易水道

(給水区域) 平泉町戸河内地区全域



## ② 長島簡易水道

(給水区域) 平泉町長島地区全域及び一関市舞川の一部



### (3) 経営比較分析を活用した現状分析

平成 27 年度の経営比較分析表は別添のとおりです。

水道事業の供用開始から半世紀が経過しており、管路経年化率が高くなっているため、計画的な管理更新が必要となっています。

※別紙「経営比較分析表」中の表頭「普及率」は行政区域内人口から算出した 40.63%です。水道事業分を除く給水区域内普及率は 91.51%です。

# 経営比較分析表

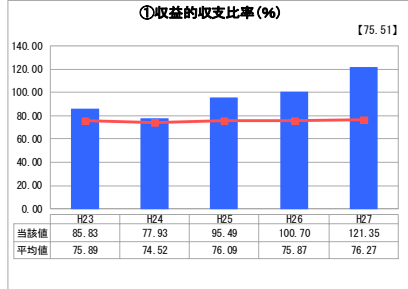
岩手県 平泉町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	40.63	4,795

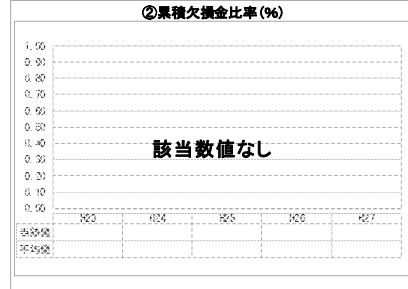
人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
8,005	63.39	126.28
現在給水人口(人)	給水区域面積(km <sup>2</sup> )	給水人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,224	14.80	217.84

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

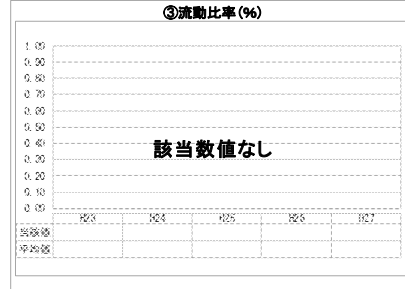
## 1. 経営の健全性・効率性



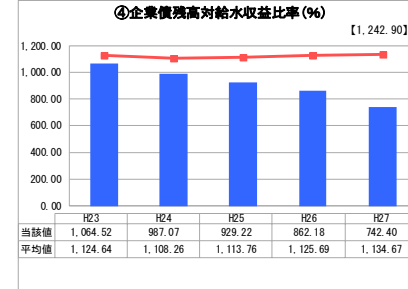
「単年度の収支」



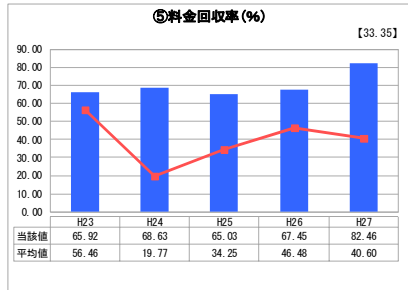
「累積欠損」



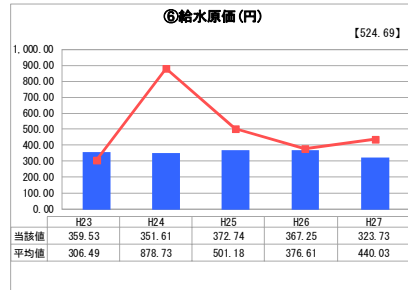
「支払能力」



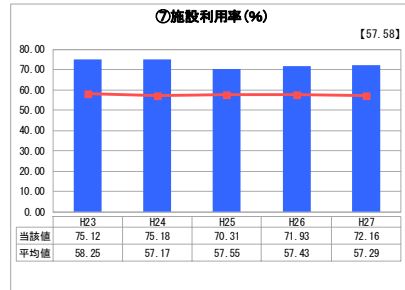
「債務残高」



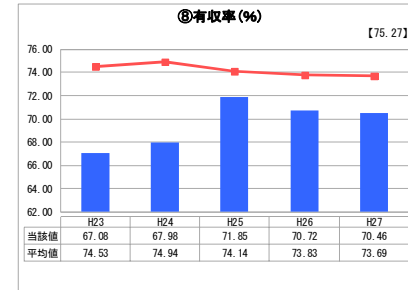
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

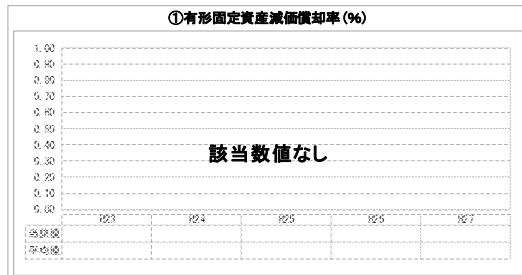


「施設の効率性」

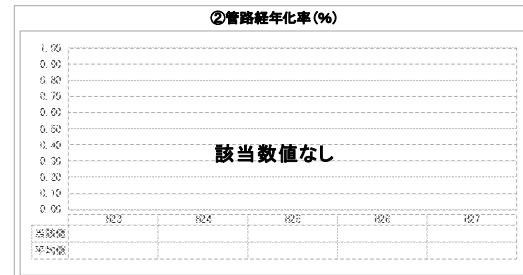


「供給した配水量の効率性」

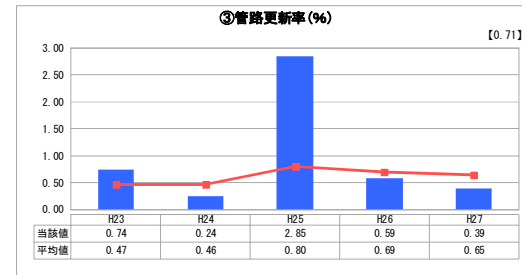
## 2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

## 分析欄

### 1. 経営の健全性・効率性について

当町の簡易水道事業は昭和48年の供用開始から40年が経過しています。安心安全な水道水の安定供給を念頭において、経済性・効率性を重視し経常経費の節減、建設改良事業の精査などを行い、健全な事業運営に努めています。

①収益的収支比率：経営改善等の取り組みにより、平成26年度に100%を上回っています。また、平成27年7月に実施した水道料金の値上げにより、更新投資に充てる財源の確保を図っています。

④企業債残高対給水収益比率：給水収益に対する企業債残高の割合は年々縮小しています。しかし、水道供用開始時に取得した水道施設が法定耐用年数を超える時期を迎えるため、今後は比率の増加が見込まれます。

⑤料金回収率：給水に係る費用のうち、約8割を給水収益で賄っています。残り2割を、一般会計繰入金等により補填しています。

⑥給水原価：給水人口の減少等により有収水量が減少していますが、給水を行うための経常費用は大きく減少していないため、給水原価はほぼ横ばいです。

⑦施設利用率：類似団体の平均値よりも上回っています。施設が適正な規模で稼働されています。

⑧有収率：類似団体の平均値よりも下回っています。管路の老朽化等による漏水の増加が主な要因と考えられます。

### 2. 老朽化の状況について

当町の簡易水道事業の拡張事業は終了しており、今後は老朽化する施設の更新等を計画して行っていく予定です。

管路更新は建設計画に基づき実施していますが、全ての老朽管を一度に更新することは財政的に難しく、布設替え以外は修繕で対応しています。

### 全体総括

- 水道は生活に不可欠なライフラインであり、引き続き健全な経営の維持に努めます。
- 水道施設更新等の財源とするため、平成27年7月に水道料金改定(値上げ)を実施しました。
- 管路、浄水場施設、配水池、ポンプ施設などの老朽化が著しく、計画的な更新を行う必要があります。
- 平成28、29年度にアセットマネジメント(資産運営)事業を実施し、中長期的な視点に立った、技術的基盤に基づく将来の計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営を図ります。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

## 2 将来の事業環境

### (1) 給水人口の予測

#### ① 平泉町の人口

平泉町の人口は、昭和60年（1985年）をピークに減少傾向が続いています。将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所などにより推計されていますが、これらの推計結果を踏まえつつ独自の将来人口推計を行い、分析した平泉町人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」）を平成28年3月に策定しました。

経営戦略策定期間における平泉町の行政区域内人口予測値は次のとおりです。

#### 【人口ビジョンによる行政区域内人口予測値】

年度	2010年 (H22)	2015年 (H27)	2020年 (H32)	2025年 (H37)	2030年 (H42)
人口予測値(人)	8,449	7,956	7,460	6,900	6,365

#### ② 給水区域内人口

本町の簡易水道事業における給水区域内人口の実績は、行政区域内人口と同様に減少傾向で推移していますが、その減少率は行政区域内人口の減少率より高くなっています。

#### ③ 給水人口

給水人口は給水区域内人口に給水普及率を乗じて算出しました。

給水普及率は90%以上の値で推移しており、将来においては生活水準の向上に伴いさらに増加するものと予測され、平成37年には100%になるものとして計画しました。

#### 【給水普及率・給水区域内人口・給水人口の推計】

	2010 (H22)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
給水区域内人口 (人)	4,168	3,523	3,448	3,374	3,299	3,225	3,150
給水人口(人)	3,568	3,224	3,182	3,140	3,099	3,057	3,015

	2020 (H33)	2021 (H34)	2022 (H35)	2023 (H36)	2024 (H37)	2025 (H38)
給水区域内人口 (人)	3,078	3,006	2,934	2,862	2,790	2,722
給水人口(人)	2,970	2,925	2,880	2,835	2,790	2,722

### (2) 水需要の予測

給水量は過去の有収水量の実績を分析し、今後の水需要を予測しました。給水人口の減少に伴い、有収水量が減少傾向にあります。

### 【水需要の実績と予測】

	2010 (H22)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)
有収水量 (m <sup>3</sup> /日)	635	650	643	637	629	623	616
有収水量 (m <sup>3</sup> /年)	231, 775	237, 250	235, 338	232, 505	229, 585	227, 395	225, 456

	2020 (H33)	2021 (H34)	2022 (H35)	2023 (H36)	2024 (H37)	2025 (H38)
有収水量 (m <sup>3</sup> /日)	611	606	601	596	591	579
有収水量 (m <sup>3</sup> /年)	223, 015	221, 190	219, 365	218, 136	215, 715	211, 335

※2010年・2015年は実績値、2016年以降は推計値

#### (3) 料金収入の見通し

料金収入については、平成27年度に平均9.18%の料金改定を実施したことにより平成27年度に増加していますが、有収水量が上記のとおり減少傾向にあるため、それに伴い料金収入も減少していくことが見込まれます。事業運営に必要な経費を確保するため、定期的な水道料金の改定を検討する必要があります。

#### (4) 施設の見通し

簡易水道事業では、安定した給水を行うために水道施設や管路の健全性を維持することが極めて重要になります。今後10年の間に多くの施設が更新時期を迎え、また給水人口は年々減少すると予想されており、水道は拡張の時代から現状維持の時代にシフトしています。

平成27年度末時点で配水管の総延長は79.83kmにおよび、耐用年数(40年)を超える配水管は年々増加しますので継続的に布設替を行わなければなりません。また、管路以外の浄水場施設、配水池、ポンプ施設などについても老朽化が著しく、計画的な更新を行う必要があります。

そのような状況の中、町簡易水道事業では平成28、29年度にアセットマネジメント(資産管理)事業を実施し、中長期的な視点に立った、技術的基盤に基づく将来の計画的・効率的な水道施設の改築・更新や維持管理・運営を検討していきます。

#### (5) 組織の見通し

町の定員適正化計画に基づく職員数削減や組織スリム化の取り組みに伴い、水道事業においても事業の効率化に取り組み平成15年度に水道事業と簡易水道事業を合わせた職員が6名から4名に減少し、平成17年度に建設水道課へ統廃合後も4名で現在に至っています。

町全体での職員数削減の影響で技術職員の採用が無い時期が長く続いたため、年齢構成に偏りが出ています。水道事業を安定して持続するため、専門研修へ積極的に受講させるなど、職員の知識と技術の向上に努め、水道事業に精通した職員の育成に取り組みます。

平成32年度までの定員適正化計画による配置人数は簡易水道事業が2名、水道事業が2名で予定されています。

### 【職員数の推移】

年 度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 15 年度	平成 17 年度	平成 28 年度
課 所 名	水道事業所	上下水道課	上下水道課	建設水道課	建設水道課
課内職員数	6名	9名	8名	13名	11名
うち水道事業職員数 簡易水道事業職員数	水道3名 簡水3名	水道3名 簡水3名	水道2名 簡水2名	水道2名 簡水2名	水道2名 簡水2名

※「うち水道事業職員数・簡易水道職員数」は、各事業の予算計上人数

## 3 経営の基本方針

水道は、健康で快適な住民生活に欠くことのできない重要なライフラインであり、常に安全安心な水道水の安定供給を念頭において、経済性・効率性を重視し、事業運営を行う必要があります。

本町の経営戦略で今後推進していく経営方針は、新平泉町総合計画（後期基本計画）及び平泉町水道事業基本計画（平泉町地域水道ビジョン）に基づき、次のとおりとします。

### （1）経営基盤の強化と計画的な事業の推進

- 職員が水道事業の現状と課題に関する意識を共有し、事業の効果と財政状態を踏まえた建設整備計画を策定します。
- 水道施設への投資を効率的に実施するために、アセットマネジメント（資産管理）の実施により取り組みます。

#### ※アセットマネジメント

一般的には資産管理として訳されます。水道では水道施設による給水サービスを継続していくために必要な補修、更新といった施設管理に必要な費用と、そのための財源を算定し、長期的な視点に立って経営していくことをいい、具体的には、施設の調査によって状態を確認し、その老朽度や施設重要度に応じて財政根拠を持った更新計画を立案していきます。

- 簡易水道事業を法適化し、水道事業と一つの会計とすることで、町全体としての水道事業経営の安定を図ります。

### （2）安全・安心な水道水の確保

- 水質基準に適合した水を、いつでも安心して飲める水道水を供給します。
- 十分な取水量を確保するために、導水管の定期的な洗浄や取水ポンプの更新による取水ポンプの維持に努めます。

### （3）安定した給水の確保と災害・非常時対策

- 施設や設備の更新は、アセットマネジメントの実施による施設の状況を確認し、適切に行い、安定的な給水機能を維持向上させます。
- 地震時にも被害を最小にし、早期回復が図れるよう、主要施設の耐震化を進めます。
- 地震など非常時の対応については、平泉町地域防災計画や平泉町水道施設災害等対策マニュアルに従い、迅速な対応を行います。



(4) 広域圏での連携

- 経営基盤の強化、経営効率化の推進等を図るための一方策として広域的な連携強化が想定されます。平成 28 年度から、県内水道事業者で構成する岩手県水道事業広域連携検討会が開催されています。積極的に参加し、どのような方策が考えられるか等を検討していきます。

## 4 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙「収支計画」のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

### ① 収支計画のうち投資についての説明

#### ○目標

簡易水道施設・設備の更新等を適切な時期に、効率的に計画し実施していきます。事業費の平準化に努めるとともに、施設の耐震化を実施し、安定した事業運営に努めます。

#### ○投資の内容等

簡易水道の供給開始から約40年を経過し、開設当時の水道施設が老朽化により更新の時期が迫っており、基幹施設を含め多くの施設・設備の更新が必要となります。

施設、設備の更新や補修などの維持管理、施設運用については、長期的な視点で効率的な資産管理を図るためのアセットマネジメントを取り入れ、重要度・老朽度に応じた計画的な施設整備を行い、事業費の平準化を図りながら、施設、設備運営の適正化を行います。

#### ※主な施設整備

長島浄水場管理棟耐震改修

配水池改修

配水管布設替工事（耐震管）

また、浄水場・配水地等の基幹施設の更新については、地震等の災害に耐えうるものとし、耐震性の確保に向けた取り組みを実施します。

### ② 収支計画のうち財源についての説明

#### ○目標

水需要の減少が見込まれますが、事業運営に必要な収入の確保と資金管理により、適正な経営を行います。

#### ○財源の内容等

##### ・施設更新に関する事項

施設更新に係る財源については、企業債の借入により確保するほか、給水地域の一関市舞川地区が関連する施設の更新にあたっては一関市と負担金について協議していきます。

企業債については、将来の利用者の負担が過大とならないよう縮減に努めてきたところですが、今後、基幹施設の更新を予定していることから、企業債借入は増加する予定です。簡易水道財政調整基金の取り崩し、一般会計からの基準外繰入により企業債の借入れの縮減を図っていきます。

##### ・料金に関する事項

これまで、職員数の削減、有収率の向上、低利率企業債への借換え等の業務の見直しにより経費の節減に取り組んできましたが、こうした努力だけでは今後の厳しい経営状況を乗り切ることが出来ないと判断し、平成27年7月に平均9.18%の料金値上げを行いました。それにより一定の収入が確保でき、建設改良費等に充てることとしています。

収支計画では、現行料金で収入額を見込んでいます。

### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

#### ・委託料に関する事項

浄水場及び配水施設の電気計装・機械設備保守点検、量水器の検針業務を委託業務形態で行っています。これらは今後も委託業務形態を継続していくことで算定します。

#### ・修繕費に関する事項

鉛製給水管の布設替えによる修繕を平成 37 年度まで実施することで計画しています。

#### ・動力費に関する事項

動力費については、電気料金の上昇など今後の経済状況に左右されるところですが、計画期間内の費用は直近の実績に基づき算定しています。

#### ・職員給与費に関する事項

職員給与費については、本町の給与制度により算定します。また、職員数は町の定員適正化計画の配置人数に基づいた人数とします

### ④ その他収支計画についての説明

#### ・財政調整基金積立金の取り崩しについて

平成 29 年から平成 38 年の計画期間内に、配水池や浄水場管理等改修などの大規模な改修工事が続くことから、財源不足を解消するため基金を取り崩しを行います。

## (3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

### ① 投資についての検討状況等

#### ・民間活用に関する事項

投資にかかる民間活用については、事業規模が小さいため、現在行っている業務委託以外への導入は、現時点では難しいと考えていますが、今後の検討課題とします。

#### ・施設、設備の廃止・統合・合理化に関する事項

人口減少に伴う使用水量の減少が見込まれることにより、今後施設の更新にあたっては、使用水量に応じたダウンサイジングを検討する必要があります。

地区ごとの使用水量に応じた施設能力の検証を行い、施設の効率化を図っていきます。

※ダウンサイジング… 施設の規模を小さくすること。水需要減少等に併せて、施設能力を縮小し、施設の効率化を図ることを目的とする。

#### ・広域化に関する事項

運営基盤の強化、経営効率化の推進等を図るための方策として、他市町村の水道事業との広域的な連携が想定されます。平成 28 年度より岩手県水道事業広域連携検討会が開催され、県内水道事業者と広域連携に関する検討を行っています。

### ② 財源についての検討状況等

簡易水道事業の法適化を図り水道事業と簡易水道事業の会計の一本化を計画しています。

また、建設改良費に充てるための財政調整基金積立金が、施設更新のための取り崩しにより計画期間内で大幅に減少することが予想されます。

そのため、収支計画を含め経営戦略の内容の検証作業を進めるとともに、料金水準についても見直し作業を行っていく必要があります。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

組織内部の技術継承や緊急対応等を考慮すると、人員削減には限界があります。

現在、技術職員のほとんどが建設水道課に配置されているため、課内での技術職員の定期的な人事交流により技術の継承を行っていく必要があります。

**5 経営戦略の事後検証、更新に関する事項**

○計画期間を10年間とします。

○平成30年度に平泉町水道事業基本計画(新水道ビジョン)の策定を予定しているため、事業の進捗状況等を確認し、見直しを行っていきます。

○経営戦略の点検・見直しについては、平泉町上下水道事業運営協議会へ報告するほか、町ホームページなどで公表します。

# 投資・財政計画

(単位：千円，%)

区 分		年 度		27年度 (決算)	28年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		27年度	28年度												
収益的 収入	1 総 収 益 (A)	93,499	80,928	85,930	76,641	74,608	76,567	77,984	80,305	77,319	77,796	75,702	72,741		
	(1) 営 業 収 益 (B)	63,609	63,374	63,769	62,915	62,340	61,644	61,165	60,686	60,207	59,728	59,249	58,049		
	ア 料 金 収 入	63,535	63,298	63,696	62,837	62,262	61,566	61,087	60,608	60,129	59,650	59,171	57,971		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	ウ そ の 他	74	76	73	78	78	78	78	78	78	78	78	78		
	(2) 営 業 外 収 益	29,890	17,554	22,161	13,726	12,268	14,923	16,819	19,619	17,112	18,068	16,453	14,692		
	ア 他 会 計 繰 入 益	8,656	12,150	10,835	9,393	9,435	9,590	10,486	11,786	10,779	12,235	15,120	14,359		
	イ そ の 他	21,234	5,404	11,326	4,333	2,833	5,333	6,333	7,833	6,333	5,833	1,333	333		
	2 総 費 用 (D)	41,589	58,295	69,922	49,378	49,877	50,180	50,986	51,760	47,416	46,563	46,216	42,961		
	(1) 営 業 費 用	30,839	48,177	59,502	38,873	38,849	38,926	38,903	38,981	39,060	38,640	38,721	35,802		
	ア 職 員 給 与 費	6,767	7,343	7,514	7,589	7,665	7,742	7,819	7,897	7,976	8,056	8,137	8,218		
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	24,072	40,834	51,988	31,284	31,184	31,184	31,084	31,084	31,084	30,584	30,584	27,584		
	(2) 営 業 外 費 用	10,750	10,118	10,420	10,505	11,028	11,254	12,083	12,779	8,356	7,923	7,495	7,159		
ア 支 払 利 息	10,750	10,118	10,420	10,505	11,028	11,254	12,083	12,779	8,356	7,923	7,495	7,159			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	51,910	22,633	16,008	27,263	24,731	26,387	26,998	28,545	29,903	31,233	29,486	29,780			
資本的 収入	1 資 本 的 収 入 (F)	24,467	77,148	119,168	158,262	92,717	105,324	93,201	336,319	140,397	196,394	100,078	84,208		
	(1) 地 方 債	0	41,900	71,400	62,500	44,000	86,000	70,500	240,500	116,000	171,500	71,000	62,000		
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	19,393	16,373	15,268	16,662	17,017	17,624	18,001	19,119	20,297	21,694	21,378	20,508		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金	0	17,807	30,000	47,600	31,700	1,700	4,700	76,700	4,100	3,200	7,700	1,700		
	(7) そ の 他	5,074	1,068	2,500	31,500	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2 資 本 的 支 出 (G)	64,934	106,717	134,129	184,645	117,415	131,689	119,504	364,646	169,892	227,517	128,831	112,118		
	(1) 建 設 改 良 費	29,472	74,631	105,764	155,307	87,378	100,450	87,523	330,597	133,671	188,746	90,822	75,898		
	ウ ち 職 員 給 与 費	6,116	6,684	7,070	7,141	7,212	7,284	7,357	7,431	7,505	7,580	7,656	7,732		
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	35,462	32,086	28,365	29,338	30,037	31,239	31,981	34,049	36,221	38,771	38,009	36,220		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 40,467	△ 29,569	△ 14,961	△ 26,383	△ 24,698	△ 26,365	△ 26,303	△ 28,327	△ 29,495	△ 31,123	△ 28,753	△ 27,910			

## 投資・財政計画

収支再差引	(E)+(I)	(J)	11,443	△ 6,936	1,047	880	33	22	695	218	408	110	733	1,870
積立金		(K)	9,543	7,014	1,000	1,000	500	500	500	200	200	100	78	0
前年度からの繰越金		(L)	13,131	15,031	1,081	1,128	1,008	541	63	258	276	484	494	1,149
前年度繰上充用金		(M)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的支出に充てた地方債		(N)												
収益的支出に充てた他会計借入金		(O)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M) +	(P)	15,031	1,081	1,128	1,008	541	63	258	276	484	494	1,149	3,019
(N) + (O)														
翌年度へ繰り越すべき財源		(Q)												
実質収支	黒字	(R)	15,031	1,081	1,128	1,008	541	63	258	276	484	494	1,149	3,019
(N)-(O)	赤字	(S)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
赤字比率	(Q) / (B)-(C) × 100		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率	(A) / (D)+(H) × 100		121.3	89.5	87.4	97.4	93.4	94.0	94.0	93.6	92.4	91.2	89.9	91.9
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額		(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(U)	63,609	63,374	63,769	62,915	62,340	61,644	61,165	60,686	60,207	59,728	59,249	58,049
地方財政法による資金不足の比率	(R)/(S) × 100													
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額		(V)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(W)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(X)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	(T) / (V) × 100													
他会計借入金残高		(Y)												
地方債残高		(Z)	471,690	481,505	508,541	500,703	494,165	484,427	475,946	461,897	445,647	428,126	412,031	399,781

○他会計繰入金

(単位：千円)

区 分	年 度		27年度	28年度	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
	(決算)	[決算見込]												
収益的収支分			8,656	12,459	10,835	9,393	9,435	9,590	10,486	11,786	10,779	12,235	15,120	14,359
	うち基準内繰入金		7,945	8,821	7,227	5,711	5,753	5,908	6,804	8,104	7,097	8,553	11,438	13,677
	うち基準外繰入金		711	3,638	3,608	3,682	3,682	3,682	3,682	3,682	3,682	3,682	3,682	682
資本的収支分			19,393	16,310	14,638	15,132	15,487	16,094	16,471	17,589	18,767	20,164	19,848	18,978
	うち基準内繰入金		17,992	16,310	14,468	14,962	15,317	15,924	16,301	17,419	18,597	19,994	19,678	18,808
	うち基準外繰入金		1,401	0	170	170	170	170	170	170	170	170	170	170
合 計			28,049	28,769	25,473	24,525	24,922	25,684	26,957	29,375	29,546	32,399	34,968	33,337